

県内建設

令和5・6年度の入札参加資格を取得しており、令和6年度に希望工事種別を変更(追加・削除)する場合の手続について

令和5・6年度の入札参加資格を取得しており、令和6年度において「希望工事種別」の変更(追加・削除)を希望される方は、次の要領で関係書類を提出してください。

希望工事種別は、年度途中での追加ができませんのでご注意ください。令和6年度において希望工事種別の追加を希望される方は、「2.提出期間」中に関係書類を提出してください。

また、新たに希望自治体(市町村)を追加する場合は、本案内による変更届でなく、「希望市町村の追加について」ファイルを参照の上、申請書を提出してください(追加市町村へは個別審査書類の提出が必要です。)。ただし、県を追加する場合は申請書一式の再提出が必要です。

1 提出先

郵送あるいは持参 所轄の総合県民局県土整備部又は東部県土整備局

2 提出期間

令和6年1月9日(火)から24日(水)まで(土日を除く。)

受付時間は午前9時30分から午後4時30分まで
(正午から午後1時までの間を除く。)

※ 郵送の場合は、1月24日消印有効とします。

3 提出部数

2部(正副各1部)

4 提出書類

- (1) 入札参加資格審査申請書変更届
- (2) 直近の経営事項審査の総合評定値通知書(経審結果)の写し
- (3) 業者カード((16)~(22)欄への記載や関係書類の添付は不要)
- (4) 特殊機械所有状況等報告書(新たに法面処理、舗装、区画線工事のいずれかを希望する場合)

変更届ダウンロード <https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/>

〈①記載例〉鋼構造物工事を追加する場合

変更前後の状況が分かるように記載してください。

様式第3号	建設工事		
一般競争入札(指名競争入札)参加資格審査申請書変更届	令和 年 月 日		
徳島県知事 殿	住所		
	商号又は名称		
	代表者名		
	印		
次のとおり、変更があったので届出をします。			
1 変更内容			
変更事項	変更前	変更後	変更年月日
希望工事種別の変更	一般土木 舗装 建築工事	一般土木 舗装 建築工事 鋼構造物工事	

【注意点】

※ 希望工事種別に対応する業種の経営事項審査を受けていなければ希望できません。

- ※ 希望工事の変更はこの時期のみ受け付けるものであり、年度途中は行いません。
- ※ 希望工事種別は工事区分ごとに、土木系工事については3種別、建築系工事については1種別、その他工事については2種別まで希望できますが、1業者が希望できる工事種別数は最大4までです。
- ※ 希望工事種別を自治体ごとに変えることはできません（市町村で別に業種を設定している場合は該当の市町村へお問い合わせください。）。
- ※ 前回の経営事項審査を受審して令和5年度の格付を得ている業種でも、直近の経営事項審査を受審していない業種については、本届出のいかんにかかわらず、令和6年度の格付及び希望工事種別への認定は行いません。

(例) 次のとおり、令和5年度の経審を受審していない「舗装」は、令和6年度の認定から削除します。

前回(R4年度) 経審受審業種		R5年度 格付業種
土木一式	→	土木一式
舗装	→	舗装
建築一式	→	建築一式

今回(R5年度) 経審受審業種		R6年度 格付業種
土木一式	→	土木一式
建築一式	→	建築一式

- ※ 希望工事種別を変更しない場合、書類提出は不要です。

希望工事種別表

- 希望工事種別は工事区分ごとに、土木系工事については3種別、建築系工事については1種別、その他工事については2種別まで希望できるが、1業者が希望できる工事種別数は最大4までとする。
- 希望工事種別は対応する右の建設工事の種類のうち、いずれかについて経営事項審査を受けていなければ希望できない。
- 印を付した業種は、希望工事の中で「専門工事」として発注があった場合のみ受注することのできる業種である。

※標識設置工事の取扱いについて

- 令和3年度から「交通安全施設工事」に含まれていた「標識設置工事」を区分し、新たに単独の希望工事種別として設定しています。
- 指名競争入札において新規に指名を受けたい場合などは、総合県民局等発注機関へ「新規指名要望書」を提出する必要があります。
- 詳しくは各発注機関にお問い合わせください。

工事区分	コード	希望工事種別	左に対応する経審受審業種
土木系工事 の中から3	01	一般土木工事	土木一式工事 ○とび・土工・コンクリート工事 ○石工事 ○タイル・れんが・ブロック工事 ○水道施設工事
	02	交通安全施設工事	土木一式工事 ○とび・土工・コンクリート工事
	03	標識設置工事	土木一式工事 ○とび・土工・コンクリート工事
	04	法面処理工事	とび・土工・コンクリート工事
	05	プレストレストコンクリート工事	土木一式工事 ○とび・土工・コンクリート工事
	06	グラウト工事	土木一式工事 ○とび・土工・コンクリート工事
	07	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事
	08	ほ装工事	ほ装工事
	09	鋼構造物工事 (鋼橋上部工事を含む。)	鋼構造物工事 ○とび・土工・コンクリート工事
	10	塗装工事	塗装工事
	11	道路区画線工事	塗装工事
	12	造園工事	造園工事
	13	さく井工事	さく井工事
建築系工事 の中から1	21	建築工事(解体工事を含む。)	建築一式工事 ○大工工事 ○左官工事 ○とび・土工・コンクリート工事 ○石工事 ○屋根工事 ○タイル・れんが・ブロック工事 ○鋼構造物工事 ○鉄筋工事 ○板金工事 ○ガラス工事 ○防水工事 ○内装仕上工事 ○建具工事 ○消防施設工事 ○清掃施設工事 ○解体工事
その他工事 の中から2	31	電気設備工事	電気工事
	32	暖冷房衛生設備工事	管工事 ○熱絶縁工事 ○水道施設工事 ○消防施設工事
	33	機械設備工事	機械器具設置工事 ○鋼構造物工事
	34	通信設備工事	電気通信工事